

令和 7 年度

「地域の守り手育成型方式」に関するアンケート調査

I 調査概要

1 調査の目的

試行導入から5年が経過した地域の守り手育成方式について、今後の分析・検証の基礎資料とするため、認定企業から意見を聴取するもの。

2 調査対象

地域の守り手育成方式の認定企業（498者）

3 調査方法

電子メールによる調査票の送付及び回答

4 調査期間

令和7年10月20日～10月31日

5 アンケート調査項目

別紙調査票のとおり

6 調査票回答数

279者（回答率 56.0%）

II 調査結果

1 回答企業の状況について (貴社の状況について)

Q 回答企業の状況

管内別

管内	回答企業数	認定企業数	回答率
県北	56	111	50.5%
県中	68	130	52.3%
県南	24	41	58.5%
会津若松	34	55	61.8%
喜多方	18	28	64.3%
南会津	15	25	60.0%
相双	27	43	62.8%
いわき	37	65	56.9%
全体	279	498	56.0%

格付等級別

格付等級	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生設備
A	159	107	49	24	42
B	42	76	23	2	4
C	13	4	8	0	0
D	1	0	1	0	0
全体	215	187	81	26	46

除雪又は維持補修業務の実績（一般土木工事又は舗装工事の場合）

実績	企業数	割合
県のみ	18	9.8%
県以外（国又は市町村）	51	27.7%
県及び国又は市町村	115	62.5%
全体	184	100.0%

地域の守り手育成型方式で指名通知を受けた工事件数

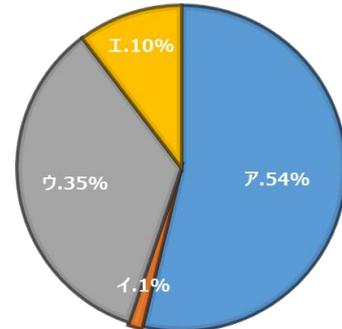
【指名件数】	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生設備	全体
0件	56	98	59	18	15	246
1件	30	25	6	2	9	72
2件	15	6	5	1	3	30
3～5件	42	24	9	4	9	88
6～10件	23	22	2	1	7	55
11～20件	28	8	3	0	3	42
21件以上	21	5	0	0	0	26
全体	215	188	84	26	46	559

2 指名業者の選考について

Q 制度上、指名業者数を9者以上としていることについて、「指名業者数9者以上」についてどう考えるか。

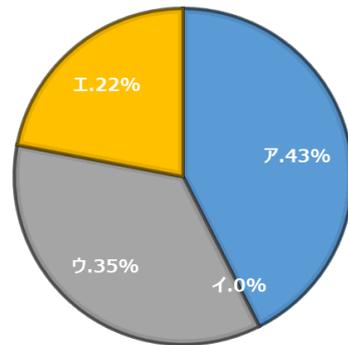
【一般土木工事、舗装工事の認定企業】

	R7	【参考】R4
ア. 妥当	115	129
イ. 少ない	3	4
ウ. 多い	74	60
エ. 分からない	22	32
全体	214	225



【建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の認定企業】

	R7	【参考】R4
ア. 妥当	60	59
イ. 少ない	0	10
ウ. 多い	50	32
エ. 分からない	31	34
全体	141	135

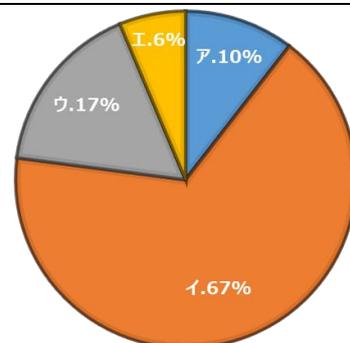


<結果>

- 指名業者数9者以上を「妥当」と回答した企業が約半数（土木系 54%、建築系 43%）である。また、「多い」と回答した企業は3割（土木・建築系とも 35%）となっている。
- 「多い」と回答した企業からは、「指名率が低くなる」、「地域によっては9者確保が困難」といった意見があった。

Q 指名業者数は何者程度が適当だと考えるか。

	R7	【参考】R4
ア. 7、8者程度	10	23
イ. 5、6者程度	64	54
ウ. それ以外	16	11
エ. 分からない	6	3
全体	96	91



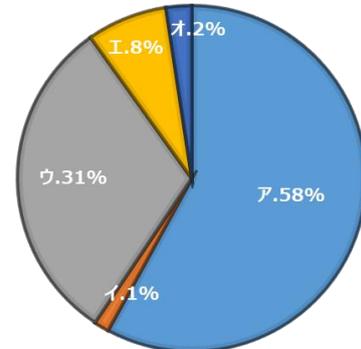
<結果>

- 「5、6者程度」との回答が67%と最多、次いで「7、8者」10%だった。個別意見では「地域や工事内容に応じて柔軟に設定すべき」との意見があった。

Q 選考基準の「地理的要件」については、管内ごとの登録企業数から、同一建設事務所管内／同一土木事務所管内／同一市町村を基本として範囲を設定していることについて、どのように考えるか。

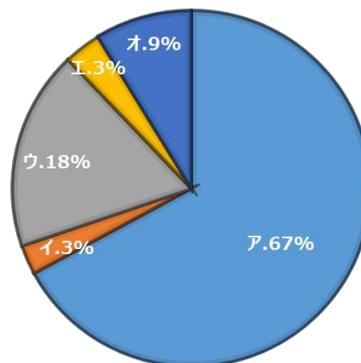
【一般土木工事、舗装工事の認定企業】

	R7	【参考】 R4
ア. 同一建設事務所管内	124	121
イ. 同一建設事務所管内より広くすべき	3	3
ウ. 同一土木事務所管内にとどめるべき	66	83
エ. その他	16	10
オ. 分からない	5	6
全体	214	223



【建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の認定企業】

	R7	【参考】 R4
ア. 同一建設事務所管内	100	95
イ. 同一建設事務所管内より広くすべき	4	4
ウ. 同一土木事務所管内にとどめるべき	27	21
エ. その他	5	4
オ. 分からない	13	14
全体	149	138



<結果>

- 約6割（土木系 58%、建築系 67%）の企業が「同一建設事務所管内」（現行どおり）と回答している。建築系の企業の方が多い傾向にある。
- 「同一土木管内にとどめるべき」とした企業からは、「エリアが広いと自社前の工事であっても受注できない可能性がある」などの意見があった。
- 一方、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事の企業からは、「方部毎の認定企業数が少ないことから隣接管内まで広げてほしい」等の意見があった。

Q 選考基準について考慮すべき基準について、どのように考えるか。

<結果>

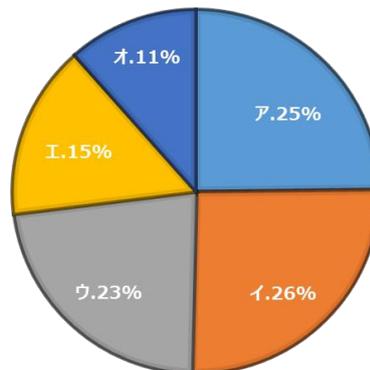
- 「地域のインフラ施設の管理（維持補修業務、除雪業務）、災害対応、ボランティアなど地域貢献に関する実績を考慮すべき」との声が多い。

3 地域の守り手育成型方式全般について

Q 現在試行導入している地域の守り手育成型方式に関し、思っている、感じていることについて。

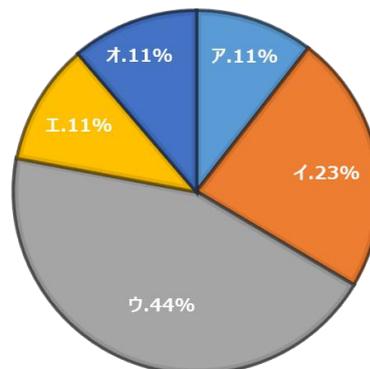
(1) 地元業者の受注機会の確保は図られているか？

	R7	【参考】R4
ア. 図られている	69	90
イ. どちらかといえば図られている	71	101
ウ. どちらでもない	63	61
エ. どちらかといえば図られていない	43	24
オ. 図られていない	32	22
全体	278	298



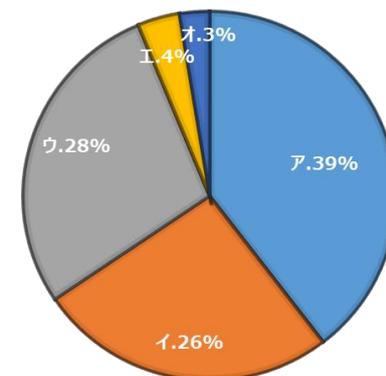
(2) 受注機会の固定化解消につながっているか？

	R7	【参考】R4
ア. 解消されている	29	41
イ. どちらかといえば解消されている	64	78
ウ. どちらでもない	123	117
エ. どちらかといえば解消されていない	30	31
オ. 解消されていない	31	27
全体	277	294



(3) 条件付一般競争（総合評価方式、価格競争）と比較し、入札手続きの事務縮減が図られているか？

	R7	【参考】R4
ア. 縮減されている	108	106
イ. どちらかといえば縮減されている	71	85
ウ. どちらでもない	77	83
エ. どちらかといえば縮減されていない	10	16
オ. 縮減されていない	7	7
全体	273	297



<結果>

- 受注機会の確保については、「図られている」「どちらかといえば図られている」が51%、「図られていない」等は26%となった。
- 固定化解消に繋がっているかについては、「解消」「どちらかと言えば解消」が34%、「解消されていない」等が22%となった。個別の回答では、「固定化解消の実感なし」「大手企業、実績のある企業が受注している」といった意見があった。
- 総合評価方式に比べ事務縮減になっているかについては、「縮減されている」「どちらかと言えば縮減」が65%、「されていない」が6%となった。
- 各項目において、発注数・指名数が少なく判断できないとの意見も多かった。